

## 台湾の支援概要

### a. 映画支援団体

- ・文化部影視及流行音楽産業局を介した国家予算で映画産業を支援
- ・外国映画のロケ誘致は文化部だけでなく台北市を中心とした地方自治体も積極的に対応

### b. 支援形態

- ・映画関連支援は欧米諸国と比べるとまだ少ないが、予算も増加傾向。支援の枠組みも開発から製作、上映、海外展開まで幅広く網羅している
- ・支援は、大きく「奨励業務」と「補助業務」、「製作補助」（外国映画誘致政策）に分類され、いずれも補助金もしくは還付である
- ・「製作補助」をカンヌ国際映画祭、ヴェネツィア国際映画祭、ベルリン国際映画祭、米国アカデミー賞での最優秀監督賞受賞者に限定するなど、映画祭での受賞が評価される場合が多い

### c. 規制・法制度

- ・中国（大陸）の映画に限り、輸入数量を 10 本程度とする制限有り（映画賞受賞作品など例外あり）

## 映画産業および国際共同製作にかかる規制、法制度

---

### 1. 国際共同製作協定締結国と、権限のある当局

台湾に「国際映画共同製作協定」は存在しないため、公式な国際共同製作作品を認定する制度や機関は存在しない。ただし、ニュージーランドとのみ「紐西蘭與臺澎金馬個別關稅領域經濟合作協定（“Agreement between the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen, and Matsu and New Zealand on Economic Cooperation”、略して“ANZTEC”）」を締結している<sup>1</sup>。協定の 18 章に「映画とテレビの共同制作」についての項目があり、双方の合意のもとで制作した映画またはテレビの映像作品は、国産映像作品と同等に扱うことができ、優遇措置を受けることができる。

### 2. クォータ制度

台湾には中国産の映画に限り、輸入数量を制限することが法律で規定されている<sup>2</sup>。規定内容は以下の通りである。

#### (ア) 中国産映画を台湾で配給、上映することに関する規定

**1 条：** 中国産映画を台湾へ輸入する数量は、1 年に付き 10 作品を限度とする。また、輸入映画のジャンルについてはラブロマンス、ファミリードラマ、コメディ、宮廷歴史、武侠ファンタジー、ミステリー、スリラー、アドベンチャー、アクションに限る。中国産映画の台湾での配給・上映を希望する場合、映画配給会社は文化部影視及流行音樂產業局に申請し、許可を得なければならない。1 回の申請につき 1 作品とし、申請書類は以下の通りである。

1. 申請作品の台湾での配給・上映にかかる権利認可証明書
2. 申請者の商業登記簿謄本コピー
3. 申請作品のあらすじ
4. 申請作品の上映許可証明書類コピー。証明書類は作成から申請まで 2 年以内のものとする。ただし申請作品が制作中、または他の理由により上映許可証明書類の取り付けが難しい場合、申請作品の中国映画制作会社、または申請作品の権利を有する会社の声明書で代用する
5. その他の文化部影視及流行音樂產業局の指定する書類

申請期間や方法、許可などに関する事項は、文化部影視及流行音樂產業局から別途通知する。

---

<sup>1</sup> <http://fta.trade.gov.tw/pimage/20140311194627086.pdf>

<sup>2</sup> [https://www.moc.gov.tw/information\\_319\\_20854.html](https://www.moc.gov.tw/information_319_20854.html)

**2 条：** カンヌ国際映画祭、ヴェネツィア国際映画祭、ベルリン国際映画祭、米国アカデミー賞、金馬獎で最優秀作品賞または最優秀監督賞を受賞した中国産映画については、1 条で示した作品数とジャンルの限りではない。

台湾で 2 条に該当する作品の配給・上映を申請する者は、申請作品の映画配給会社に限る。受賞 1 年以内に以下の書類を文化部影視及流行音樂産業局に提出・申請し、許可を得ること。

1. 申請作品の台湾での配給・上映にかかる権利認可証明書
2. 申請者の商業登記簿謄本コピー
3. 受賞証明書類
4. その他の文化部影視及流行音樂産業局の指定する書類

**3 条：** 文化部影視及流行音樂産業局が 1 条または 2 条に該当する作品を審査し、違反がなければ、申請作品の台湾での配給・上映を許可する。

**4 条：** 許可を得た映画配給会社は許可期間内、電影法に基づき、申請作品の鑑賞制限(レイティング)審査を文化部に申請し、鑑賞制限証明を取得後、上映映画館にて商業プレミア上映をする。違反の場合、申請作品の台湾での配給・上映許可を廃止し、当配給会社は許可廃止日から 2 年以内、台湾での中国産映画の配給・上映許可を申請できない。

**5 条：** 許可を得た中国産映画に関して、中国から既にビデオグラム商品、テレビ放送作品として台湾に流通している場合、または台湾で同等の商品・作品として制作・販売・放送を行っている場合、申請作品の台湾での配給・上映許可を撤回する。

## 台湾の映画産業にかかる支援制度

### 1. 主な支援団体とその財源

台湾では、文化部（文化省）の影視及流行音楽産業局が映画をはじめとした文化産業の支援を行っている。

#### (ア) 文化部影視及流行音楽産業局の支援内訳と過去5年の推移<sup>3</sup>

表 2019年度文化部支援内訳：合計6億2232万4000台湾ドル

|                                 |   |                           |
|---------------------------------|---|---------------------------|
| <b>(1)映画産業発展フラッグシップ計画</b>       |   | <b>小計：5億1807万4000台湾ドル</b> |
| 1                               | 脚本開発  | 1300万台湾ドル                 |
| 2                               | 台湾映画制作補助金(投資、利息、制作、育成、ロケーション等)                    | 3億6851万8000台湾ドル           |
| 3                               | 映画デジタル化(業者委託、設備、説明会等)                             | 1552万2000台湾ドル             |
| 4                               | 台湾映画上映補助金(市場開発、民間映画祭、研究会、鑑賞促進等)                   | 6025万7000台湾ドル             |
| 5                               | 民間国際イベント参加(映画祭&フィルムマーケット、賞金、市場開発等)                | 908万台湾ドル                  |
| 6                               | 台湾映画の海外普及活動                                       | 331万3000台湾ドル              |
| 7                               | 映画人材育成  | 896万1000台湾ドル              |
| 8                               | 電影網、映画撮影情報ネットワーク開発、クラウドシステム、PC環境整備                | 490万2000台湾ドル              |
| 9                               | ヨーロッパ・アメリカ・アジアでの国際映画会議および映画祭参加                    | 14万2000台湾ドル               |
| 10                              | 映画産業分析、研究   | 106万7000台湾ドル              |
| 11                              | 家賃、事務設備、通信費、システム等各種維持費                            | 218万台湾ドル                  |
| 12                              | 財団法人国家電影中心(Taiwan Film & Audiovisual Institute)補助 | 3113万2000台湾ドル             |
| <b>(2)映画産業における国際共同製作とその普及計画</b> |   | <b>小計：2313万1000台湾ドル</b>   |
| <b>(3)映画事業管理と補助</b>             |   | <b>小計：1011万9000台湾ドル</b>   |
| 1                               | 映画普及活動への協力(映画事業、従事者及び団                            | 539万1000台湾ドル              |

<sup>3</sup> 文化部影視及流行音楽産業局單位預算案

|  |                                   |                     |
|--|-----------------------------------|---------------------|
|  | 体の指導と奨励)                          |                     |
| 2  | 財団法人中華民国電影事業發展基金会の台湾および中国映画祭、活動補助 | 239万4000台湾ドル        |
| 3  | 民間の台湾および中国の映画交流活動、共同製作<br>宣伝      | 43万3000台湾ドル         |
| 4  | 中国および香港の映画祭、映画関連研究会、交流<br>活動      | 36万台湾ドル             |
| 5  | レイティング作業、設備メンテナンス、反盗作活動、消<br>耗品など | 129万7000台湾ドル        |
| 6  | 上映、情報設備                           | 24万4000台湾ドル         |
| <b>(4)台湾ドキュメンタリー映画国際交流</b> ※財団法人国家電影<br>中心の「台湾国際ドキュメンタリー映画祭」開催補助 |                                   | <b>小計：1500万台湾ドル</b> |
| <b>(5)映画産業デジタル化推進拡大</b>  |                                   | <b>小計：5600万台湾ドル</b> |

表 文化部影視及流行音樂產業局予算の5年間の推移

| 年度予算<br>(台湾ドル)                   | 2015                | 2016                | 2017                | 2018                | 2019                |
|----------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 合計                               | 4億<br>8712万<br>9000 | 4億<br>3370万<br>2000 | 5億<br>7614万<br>4000 | 5億<br>4251万<br>7000 | 6億<br>2232万<br>4000 |
| 映画産業發展フラッグシップ計画                  | 4億<br>1886万<br>4000 | 3億<br>9125万<br>3000 | 5億<br>12万<br>7000   | 4億<br>3700万<br>6000 | 5億<br>1807万<br>4000 |
| 映画産業における国際共同製作とその普及<br>計画        | 2500万               | 2313万<br>1000       | 2313万<br>1000       | 2313万<br>1000       | 2313万<br>1000       |
| 映画事業管理と補助（映画産業従事者及<br>び団体の補助と奨励） | 1653万               | 1260万<br>5000       | 1117万<br>3000       | 1138万               | 1011万<br>9000       |
| 映画審査及び映画事業管理                     | 173万<br>5000        | 171万<br>3000        | 171万<br>3000        |                     |                     |
| 台湾ドキュメンタリー映画国際交流                 | 2500万               | 1500万               | 1500万               | 1500万               | 1500万               |
| 映画産業デジタル化推進拡大                    |                     |                     | 2500万               | 5600万               | 5600万               |

※小項目は年度により異なる

## 2. 文化部影視及流行音樂產業局の国内映画支援の枠組

台湾の映画関連支援は欧米諸国と比べるとまだ数としては少ないが、予算も増加傾向にあり、支援の枠組みも開発から製作、上映、海外展開まで幅広く網羅している。文化部影視及流行音樂產業局が提供する支援は、大きく「奨励業務」と「補助業務」、そして「製作補助」（外国映画誘致）に分類される。特に外国映画誘致には力を入れており、近年多くの海外作品を呼び込むことに成功している。

## a. 奨励業務<sup>4</sup>

|       |   |
|-------|---|
| 支援名   | 国際影展(国際映画祭)   |
| 支援対象者 | 台湾域内映画事業従事団体及び個人  |
| 支援対象  | 映画祭で受賞した台湾産の長編&短編映画<br>(フィクション、アニメーション、ドキュメンタリー)  |
| 主な条件  | <ul style="list-style-type: none"><li>・台湾名義の作品であること</li><li>・台湾映画従事団体であること</li><li>・台湾身分証明書所持の個人であること</li><li>・映画祭は 4 種類に分類され、参加する映画祭によって奨励金が異なる（別表参照）</li><li>・奨励金の最高額は 500 万台湾ドル</li><li>・同一の賞に 2 作品(2 人)以上入賞した場合、奨励金を平均して按分すること</li><li>・文化局の判断により、米国アカデミー賞に参加した台湾作品については、ノミネート以前に翻訳費・字幕制作費・プリント費・運送費・宣伝費等の補助を文化局に申請することができる。補助金額は申請費用の 50%以内、かつ 150 万台湾ドルを上限とする</li></ul> |
| 支援上限  | <ul style="list-style-type: none"><li>・同一の映画事業従事団体及び個人が異なる映画祭で複数受賞した場合、1 年以内に受けられる奨励金は 600 万台湾ドルを上限とする</li><li>・同一作品の場合、1 年以内に受けられる奨励金は 500 万台湾ドルを上限とする</li></ul>   |

### 〔別表：映画祭一覧〕

#### 第 1 分類：

米国アカデミー賞、ベルリン国際映画祭、カンヌ国際映画祭、ヴェネツィア国際映画祭

#### 第 2 分類：

アヌシー国際アニメーション映画祭、釜山国際映画祭、Hot Docs 国際ドキュメンタリー映画祭、インディペンデント・スピリット賞、アムステルダム国際ドキュメンタリー映画祭、ロッテルダム国際映画祭、カルロヴィ・ヴァリ国際映画祭、ロカルノ国際映画祭、ニューヨーク映画祭、オタワ国際アニメーションフェスティバル、サン・セバスティアン国際映画祭、シッチェス・カタロニア国際映画祭、サンダンス映画祭、東京国際映画祭、トロント国際映画祭、ザグレブ国際アニメーション映画祭、山形国際ドキュメンタリー映画祭

#### 第 3 分類：

ブリュッセル国際ファンタスティック映画祭、プチョン国際ファンタスティック映画祭、ブエノスアイレス国際映画祭、シカゴ国際児童映画祭、シカゴ国際映画祭、コペンハーゲン国際ドキュ

<sup>4</sup> [https://www.bamid.gov.tw/submenu\\_170.html](https://www.bamid.gov.tw/submenu_170.html)

メンタリー映画祭、エジンバラ国際映画祭、ファンタスティック・フェスト、ヨーテポリ国際映画祭、香港国際映画祭、マンハイム＝ハイデルベルク国際映画祭、インド国際映画祭、ライブツィヒ国際ドキュメンタリーおよびアニメーション映画祭、ロンドン国際映画祭、ベルポルン国際映画祭、ミュンヘン国際映画祭、モスクワ国際映画祭、ナント三大陸映画祭、ローマ映画祭、サンフランシスコ国際映画祭、サンパウロ国際映画祭、上海国際映画祭、シェフィールド国際ドキュメンタリー映画祭、SIGGRAPH（シーグラフ）、シンガポール国際映画祭、シドニー映画祭、タリンブラックナイト映画祭、東京フィルメックス、トリノ映画祭、トライベッカ映画祭、ウーディネ極東映画祭、バンクーバー国際映画祭、ヴィジョン・ドゥ・レール

#### 第4分類：

AFI Fest、カイロ国際映画祭、DMZ 国際ドキュメンタリー映画祭、ヘント映画祭、ハンブルグ映画祭、オスロ・南からの映画祭、福岡国際映画祭、フリブール国際映画祭、ハイファ国際映画祭、ハワイ国際映画祭、マール・デル・プラタ国際映画祭、ムンバイ国際映画祭、大阪アジア映画祭、プリ・ジュネス、サンフランシスコ国際 LGBT 映画祭、シアトル国際映画祭、ソウル国際マンガ・アニメーション映画祭、ウィーン国際映画祭、ワルシャワ国際映画祭

| 支援名   | 国内映演奨励（域内上映奨励）   |
|-------|--|
| 支援対象者 | 域内映画興行事業者  |
| 支援対象  | 台湾産映画  |
| 主な条件  | <ul style="list-style-type: none"> <li>台湾の法律に基づき、会社を設立している事業者であること</li> <li>上映作品が本局に台湾映画として認定された作品であること</li> <li>上映作品が本局の上映許可を得た作品であること</li> </ul> |
| 支援上限  | <ul style="list-style-type: none"> <li>上映する日数と1日の上映回数の比率によって計算され、200万台湾ドルを上限とする</li> </ul>   |

| 支援名     | 金穂獎( Golden Harvest Awards/ 映画新鋭賞)   |
|---------|--|
| 支援対象者   | 域内若手映画人<br>(監督、プロデューサー、脚本、俳優、撮影、編集、美術、ヘアメイク/衣装、オリジナル映画音楽、音響、VFX、アクションデザイン)   |
| 支援対象    | 台湾産映画  |
| 主な条件    | <ul style="list-style-type: none"> <li>台湾(中華民国)国籍、または台湾身分証明書所持者を有すること</li> <li>優秀作品賞の受賞者は監督とする</li> <li>個人賞(監督、プロデューサー、脚本、俳優、撮影、編集、美術、ヘアメイク/衣装、オリジナル映画音楽、音響、ビジュアル、アクションデザイン)の受賞対象者は1年に8名とする</li> <li>同じ賞に2作品(2人)以上入賞した場合、奨励金は平均して按分すること</li> </ul> |
| その他特筆すべ | <ul style="list-style-type: none"> <li>奨励金の最高額は60万台湾ドル</li> </ul>  |

|     |                                   |
|-----|-----------------------------------|
| き事項 | ・最優秀監督賞受賞者は、金馬奨映画アカデミーの参加資格を保証される |
|-----|-----------------------------------|

|            |   |
|------------|---|
| <b>支援名</b> | <b>優良電影劇本(優秀映画脚本)</b>   |
| 支援対象者      | 域内脚本家   |
| 支援対象       | 台湾産映画   |
| 主な条件       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・60 分以内の作品であること</li> <li>・台湾身分証明書所持者であること</li> <li>・オリジナル脚本で、著作権を侵害していないこと</li> <li>・小説等他者の作品を題材とする、または引用した場合、原作者の許可証明を提出すること</li> <li>・応募者本人の出版物、または公開作品を題材にした場合、その証明を提出すること</li> <li>・脚本に外国語がある場合、原文及び中国語翻訳をつけること</li> <li>・域内における他の行政機関主催の脚本奨励を受けていないこと</li> <li>・映画として撮影可能であること</li> <li>・本奨励を以前を受けていないこと</li> </ul> |
| その他特筆すべき事項 | ・文化局職員、文化局の事業受託者は参加資格はなし  |

## b. 補助業務<sup>5</sup>

|            |  |
|------------|--|
| <b>支援名</b> | <b>劇本開発補助(脚本開発補助)</b>  |
| 支援対象者      | 域内映画制作会社   |
| 支援対象       | 台湾産映画  |
| 主な条件       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・台湾の法律に基づき、設立した制作会社であること</li> <li>・著作権を侵害していないこと</li> <li>・過去に当補助金を申請した経歴のある制作会社は、前プロジェクトが終了してからの再申請とすること</li> <li>・当補助金の申請と同時に、台湾長編映画製作補助金を申請していないこと</li> <li>・既に撮影を開始している作品の脚本ではないこと</li> <li>・開発している題材が、「優秀映画脚本奨励」を含む他の行政機関の奨励や補助を受けていない脚本であること</li> <li>・文化部や文化部所属機関、財団法人の補助金を受けていない脚本であること</li> <li>・60 分以上の映画が制作可能な脚本であること</li> </ul> |

<sup>5</sup> [https://www.bamid.gov.tw/submenu\\_200.html](https://www.bamid.gov.tw/submenu_200.html)



|            |  |
|------------|--|
| 支援上限額      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者 1 人につき、脚本 1 部の申請が可能</li> <li>・文化局が認可した予算の 49%以内</li> <li>・脚本 1 部につき、80 万台湾ドルが上限</li> </ul> |
| その他特筆すべき事項 | 開発している脚本の題材が、台湾の作者の文学または漫画作品の場合、脚本 1 部につき、補助金は 130 万台湾ドルに引き上げられる   |

| 支援名   | 長片輔導金(長編映画補助金)   |
|-------|--|
| 支援対象者 | 台湾(中華民国)の法律に基づき、設立した映画制作会社   |
| 支援対象  | 台湾産長編映画  |
| 主な条件  | <p><b>(A) 一般グループ</b></p> <p>(1)監督、またはプロデューサーが台湾(中華民国)国籍であること<br/> (2)申請は、監督 1 人につき 1 作品とすること<br/> (3)プロデューサー 1 人につき、申請は 2 作品までとすること<br/> (4)監督を含む 1/3 以上のキーポジションは台湾(中華民国)国籍であること<br/> (5)編集、調光、調色、音声(録音、サウンドエフェクト、ミキシング)、フィルム処理等のポストプロダクションは台湾域内で完了すること</p> <p><b>(B) 新人グループ</b></p> <p>(1)監督は唯一のプロデューサーを兼ねてはならない<br/> (2)監督は 2 人とし、そのうち 1 人は長編映画 1 作品、短編映画(10 分以上 60 分以下)1 作品、75 分以上のテレビドラマの監督経験があること</p> <p><b>(C) 多元グループ</b></p> <p>(1)(A)の(1)～(4)の条件を満たすこと<br/> (2)監督は 2 作品以上の長編映画監督経験があり、そのうち 1 作品が台湾全域興行収入 1 万台湾ドル以上であること、または台湾域内外の映画祭でノミネート/受賞経験があること</p> <p>〔共通条件〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上映時間が 60 分以上であること</li> <li>・セリフは国語発音(中国語)であること</li> <li>・全てが海外でのロケーション作品ではないこと</li> </ul> |
| 支援上限額 | 文化局が認可する制作費の 49%以内、かつ： <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般グループ：上限 3000 万台湾ドル</li> <li>・新人グループ：上限 1500 万台湾ドル</li> <li>・多元グループ：上限 3000 万台湾ドル</li> </ul>   |

| 支援名   | 短片輔導金(短編映画補助金)  |
|-------|---|
| 支援対象者 | 台湾の映画制作会社   |
| 支援対象  | 台湾産短編映画   |
| 主な条件  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・台湾(中華民国)の法律に基づき、設立された制作会社であること</li> <li>・監督、プロデューサー、脚本家の3人全てが台湾(中華民国)国籍であること</li> <li>・プロデューサーは監督を兼ねていないこと</li> <li>・プロデューサー1人につき、申請は2作品までとすること</li> <li>・監督1人につき申請は1作品までとすること</li> </ul> |
| 支援上限額 | 文化局が認可する制作費の80%以内、かつ250万台湾ドル(アニメーションは300万台湾ドル)を上限とする  |

| 支援名   | 人才培育補助(人材育成補助)  |
|-------|---|
| 支援対象者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・映画課程のある域内の大学、専門学校</li> <li>・台湾(中華民国)の法律に基づき設立された映画関連財団法人、協会および組合</li> <li>・台湾(中華民国)の法律に基づき設立された映画事業者</li> </ul> |
| 支援対象  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プリプロダクション、ポストプロダクション</li> <li>・海外から映画専門家を招き、台湾映画事業者の各種技術指導</li> </ul>   |
| 主な条件  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・20才以上の台湾(中華民国)身分証明書所持者であること</li> <li>・直近1年間で映画事業に従事した者または海外で映画製作実習やトレーニングを受けた一般人</li> </ul>                     |
| 支援上限額 | 文化局が認可する費用の49%以内  |

| 支援名   | 國際市場展補助(國際フィルムマーケット参加補助)  |
|-------|---|
| 支援対象者 | 台湾域内映画制作会社および配給会社   |
| 支援対象  | 台湾産長編&短編映画<br>(フィクション、ドキュメンタリーおよびアニメーション)   |
| 主な条件  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請作品は既に域内のレーティング審査を申請し、かつ文化局が台湾産映画として認定していること</li> <li>・認定証明は認定日から12か月以内のものとする</li> </ul> |
| 支援内容  | 航空代金、入場パス、上映費用、宣伝費用、ブース費用、各種レンタル費用、字幕制作費用等の支援   |

|            |  |
|------------|--|
| <b>支援名</b> | <b>国際影展補助(国際映画祭参加費用)</b>   |
| 支援対象者      | 台湾域内映画制作会社   |
| 支援対象       | 台湾産長編&短編映画<br>(フィクション、ドキュメンタリーおよびアニメーション)  |
| 主な条件       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・台湾映画として第 1 分類の映画祭でノミネートまたは受賞した作品</li> <li>・台湾映画として第 2 分類の映画祭でノミネートまたは受賞した作品</li> <li>・台湾映画として第 3 分類の映画祭でノミネートまたは受賞した作品<br/>(分類は前述の「奨励業務：国際影展」の別表参照のこと)</li> </ul>  |
| 支援上限額      | <p>(第 1 分類の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最優秀作品賞に選出作品の監督で、台湾（中華民国）身分証明書を所持している者：500 万台湾ドル</li> <li>・最優秀監督賞に選出された監督で、台湾（中華民国）身分証明書を所持している者：500 万台湾ドル</li> <li>・審査員賞に選出作品：300 万台湾ドル</li> </ul>  |
| その他特筆すべき事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加映画祭は 4 種類に分類される（分類は前述の「奨励業務：国際影展」の別表参照のこと）</li> <li>・上記分類に属さない映画祭に自ら参加しノミネートされた場合、映画祭参加の企画書・経費予算表を文化局に提出のうえ参加に必要な翻訳費、字幕制作費、上映関連費、往復郵送費、宣伝費などの費用補助を申請できる。その場合の補助費用は予算経費の 50%以内、かつ 50 万台湾ドルを上限とする</li> </ul> |

|            |   |
|------------|---|
| <b>支援名</b> | <b>輔導電影産業數位升級(映画産業デジタル化補助)</b>  |
| 支援対象者      | 台湾の映画事業者  |
| 主な条件       | 台湾(中華民国)の法律に基づき設立された事業会社であること   |
| 支援対象       | 指定期間 1 年以内に購入した映画産業デジタル化に関する撮影、音声、スペシャルエフェクト、アニメーション制作、劇場上映用機材設備等   |
| 支援上限額      | <p>(1)映画デジタル制作機材設備購入補助：<br/>購入総額の 30%まで、かつ 1000 万台湾ドルを上限とする</p> <p>(2)映画デジタル上映用機材設備購入補助：<br/>購入総額の 30%まで、かつ 100 万台湾ドルを上限とする</p> |

|            |  |
|------------|--|
| <b>支援名</b> | <b>国内行销補助(域内マーケティング補助)</b>   |
| 支援対象者      | 台湾の映画事業者   |
| 支援対象       | 台湾産映画  |
| 主な条件       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・台湾(中華民国)の法律に基づき設立された事業会社であること</li> <li>・60分以上の作品であること</li> <li>・同一年度に1作品、以下の2種類から1種類のみ申請が可能</li> </ul> <p>(1)第一類マーケティング戦略計画補助：<br/>台湾(中華民国)の法律に基づき、設立した映画制作会社が申請対象</p> <p>(2)第二類マーケティング宣伝活動補助：<br/>・台湾(中華民国)の法律に基づき、設立した映画制作会社、映画配給会社が申請対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台湾域内で申請する台湾産映画の上映劇場が決定し、プレミア商業上映権利を有するもの</li> </ul> |
| 支援上限額      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一類マーケティング戦略計画補助：<br/>文化局が認可する費用の49%以内かつ100万台湾ドルを上限とする</li> <li>・第二類マーケティング宣伝活動補助：<br/>文化局が認可する費用の49%以内かつ300万台湾ドルを上限とする</li> </ul>   |

|            |   |
|------------|---|
| <b>支援名</b> | <b>電影數位特效製作奨助(映画 SFX 奨励)</b>  |
| 支援対象者      | 映画制作会社または SFX 制作会社  |
| 支援対象       | SFX を使用する台湾産映画  |
| 主な条件       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・台湾(中華民国)の法律に基づき設立された会社であること</li> <li>・SFX を使用する作品であること</li> <li>・申請作品はポストプロダクション中で、デジタル作業に入っていないこと</li> <li>・文化局のレーティング審査結果をまだ受けていないこと</li> <li>・60分以上の作品であること</li> </ul> |
| 支援上限額      | 文化局が認可する費用の49%以内かつ1200万台湾ドルを上限とする   |

|            |   |
|------------|---|
| <b>支援名</b> | <b>得奨/入圍影片製作下一部補助<br/>(前作の受賞・ノミネート経歴に対しての次回作制作補助)</b>   |
| 支援対象者      | 映画制作会社、テレビ事業者、衛星チャンネル事業者、テレビ番組制作会社  |
| 支援対象       | 台湾産長編&短編映画<br>(フィクション、アニメーション、ドキュメンタリー)   |
| 主な条件       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者は台湾(中華民国)の法律に基づき、設立した会社であること</li> <li>・作品が域内外の重要映画祭にて、作品賞・監督賞を受賞またはノミネートされたこと</li> </ul> |

|       |  |
|-------|--|
|       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受賞またはノミネートされた映画は台湾産映画であること</li> <li>・監督は台湾(中華民国)の身分証明書を所持していること</li> </ul> |
| 支援上限額 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化局が認定した予算総額の 49%以内とする</li> <li>・上限金額は、映画祭や賞により異なる</li> </ul>              |

### c. 製作補助<sup>6</sup>

台湾政府は海外の製作者が台湾で映像制作すること、また台湾をロケ地として撮影することを歓迎し、積極的に支援する政策がある。台湾政府は「国外影視製作業在我國製作影視内容補助要點（海外チームが台湾で映像制作することに関する補助内容）」を制定し、文化部影視及流行音楽産業局が補助申請の審査を行う。2019 年度に台湾が撮影協力した海外映画作品数は合計 25 本あり、オランダと合同製作した「High Time」では 921 万台湾ドルが交付された。

#### 〔補助金額〕

- ・台湾での制作総経費の 30%、かつ 3000 万台湾ドルを上限とする。
- ・当補助金以外に台湾の他の公的機関補助を受ける場合、台湾で受けられる補助金の総額は台湾での制作総経費の 50%、かつ 3000 万台湾ドルを上限とする。

#### 〔補助項目〕

- ・人件費：45%を補助(台湾の俳優を雇用すること)
- ・制作費：35%を補助
- ・保険、交通及び宿泊費：20%を補助(賠償責任保険、台湾の俳優の傷害保険、交通費と宿泊費)
- ・特別優遇：台湾人を主要または副部門責任者として雇用し、かつ、台湾人の人数が映画制作人数総数の 70%に達した場合、人件費の 45%を超える補助を受けることが可能である。

#### 〔申請資格〕

- ・監督がカンヌ国際映画祭、ヴェネツィア国際映画祭、ベルリン国際映画祭、米国アカデミー賞での最優秀監督賞受賞者であること。
- ・台湾での映画撮影経費が 3000 万台湾ドル NT\$30,000,000 に達する海外映画作品であること。
- ・コミュニケーションの円滑を図るため、台湾の優れた映画制作会社を通して申請することを推奨する。

#### 〔補足〕

文化部だけでなく、台湾各地の地方政府が映画やテレビの撮影チームのロケーション撮影を歓迎しており、制作や宿泊補助について各地方政府に相談窓口がある。

<sup>6</sup> <https://taiwancinema.bamid.gov.tw/Assistant/AssistantContent/?ContentUrl=5>

・制作補助 ⇒ 台北市、宜蘭縣、桃園市、台中市、台南市、高雄市、花蓮縣、金門縣、台東縣、嘉義縣

・宿泊補助 ⇒ 台中市、台南市、高雄市、花蓮縣、金門縣、台東縣